

解体業の手引き

制定 平成 16 年 6 月
改正 令和 5 年 3 月

目 次

第1 自動車リサイクル法の概要

1	自動車リサイクル法の全体概要	1
2	自動車リサイクル法の対象自動車	3
3	自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	4
4	自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係	6

第2 解体業の許可の概要

1	根拠法令	7
2	解体業の許可の概要	
(1)	解体業者の位置付け	
ア	許可制	7
イ	許可が必要な行為	7
ウ	許可の期間	8
エ	解体業の許可と廃棄物処理法の関係	8
(2)	解体業者の行為義務	
ア	使用済自動車の引取り	9
イ	エアバッグ類の回収	9
ウ	使用済自動車の再資源化	9
エ	使用済自動車又は解体自動車の引渡し	10
オ	電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告	10
カ	標識の表示	10
3	解体業の許可基準等	
(1)	施設に係る基準	
ア	使用済自動車又は解体自動車を保管するための施設	12
イ	使用済自動車等を解体するための施設	17
ウ	解体自動車を保管するための施設	23
(2)	解体業許可申請者の能力に係る基準	23
(3)	解体業者の再資源化基準	24
4	解体業許可の申請手続き	
(1)	事務処理フロー	27
(2)	申請書様式	27
(3)	申請に必要な書類の内容	27
(4)	申請書等の記入要領及び注意事項等	29
(5)	申請書の提出先等	
ア	申請書の提出先	37
イ	申請書の提出部数	37
ウ	許可申請手数料	37
エ	先行許可	37

第3 変更届・廃止届

1	変更届出書の提出	38
2	変更届出書の添付書類	39
3	廃止届	40
4	届出書の提出先及び提出部数	40

第1 自動車リサイクル法の概要

1 自動車リサイクル法の全体概要

ア 使用済自動車等の流れ

- (ア) 「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自ら製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。
- (イ) 自動車リサイクル法制定以前に静脈インフラを担ってきた関連事業者は、すべて都道府県知事等の登録・許可を受ける必要があり、適切な役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

イ リサイクル料金等の流れ

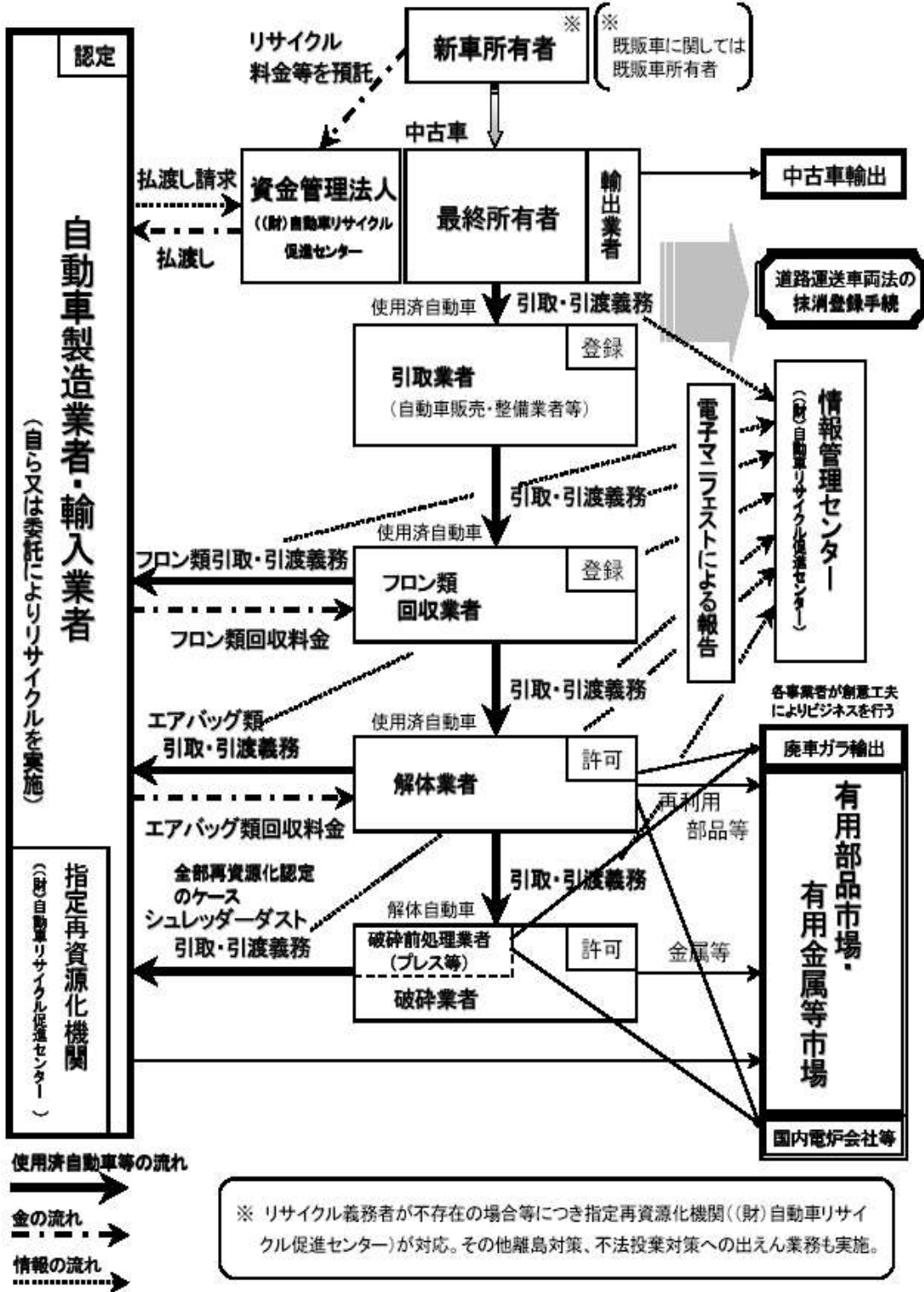
- (ア) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）にその負担を求める。併せて、情報管理料金と資金管理料金についても自動車所有者の負担となる。
 - ※ 各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される（本法によりシュレッダーダストの処分費用等の近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）。
- (イ) リサイクル料金は、あらかじめ各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表する。
 - これにより、自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることをねらいとしている。
 - また、不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令することとされている。
- (ウ) リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時に資金管理人（（公財）自動車リサイクル促進センター）に預託することとされている。
 - なお、国土交通大臣等は、登録時にこれを確認する。
- (エ) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理人（（公財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルに当たり、リサイクル料金の払渡しを請求する。

ウ 情報の流れ

- (ア) 電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムが構築されている。
- (イ) 具体的には、登録・許可を受けている各関連事業者が、使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に、原則としてパソコン等からインターネットを利用して報告する制度であり、これによりマニフェスト情報が一元的に管理されている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称:自動車リサイクル法)



2 自動車リサイクル法の対象自動車

(1) 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除くすべての自動車（トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意。）

<対象外となる自動車>

- ・ 被けん引車
- ・ 二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・ 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・ その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車及び無人搬送車）

(2) また、対象となる自動車のうち、次に掲げる架装物部分は、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外とされている。

<対象外となる架装物>

- ・ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・ トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

※ これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法が適用されないため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。

この場合、廃棄物処理法上のルール（産業廃棄物処理業の許可やマニフェスト制度等）に従って処理がなされることに留意する必要がある。

(3) 平成 17 年 1 月 1 日以降に、新たに引取業者へ引き渡された自動車が自動車リサイクル法の対象となる。

なお、平成 16 年 12 月 31 日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成 17 年 1 月 1 日以降も旧フロン回収破壊法の仕組みに従う必要がある。

(4) 自動車リサイクル法の対象となる自動車の判定一覧

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			リサイクル法の対象
		長さ	幅	高さ	
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車				対象となる。
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が2.00リットル以下のものに限る。）	4.70m以下	1.70m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象となる。
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの				二輪車を除き対象となる。
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象外
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250リットル以下のものに限る。）	2.50m以下	1.30m以下	2.00m以下	対象外
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				対象外
小型特殊自動車	一 前項第1号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km毎時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	対象外
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度35km毎時未満のもの				対象外

3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

- (1) 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）は、有価での引渡しであれば原則廃棄物に当たらない）。

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成 17 年 1 月 1 日以降において、使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト及びエアバッグ類は、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、使用済自動車等の処理（積替え、保管、収集運搬及び処分）については、自動車リサイクル法に別の定めがない限り、廃棄物処理法に従って行わなければならない。

また、平成 16 年 12 月 31 日までに使用済自動車として引き取られたものについても、有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお、使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても、有用な金属等を含むことから、当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

- (2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者は、自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処分に当たって、廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処分に当たっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

- ① 引取業者
自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要である。
- ② フロン類回収業者
引取業者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要である。
- ③ 解体業者
引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、又は他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車等を引き渡す際に自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要である。
また、自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様である。
加えて、使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可も不要である。
- ④ 破砕業者
解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引き取り、又は他の破砕業者に解体自動車を引き渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である。
また、解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可も不要である。
なお、いずれの場合も、他の者の委託を受けて、使用済自動車等の運搬を行う場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要である。

- (3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能である）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要である。

平成 16 年 12 月 31 日までに使用済自動車として引き取られたものは、自動車リサイクル法の引取り又は引渡しの対象とならないことから、その使用済自動車等が産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法に基づく委託契約書の締結が必要である（一般廃棄物、産業廃棄物ともに委託基準が適用される）。

また、使用済自動車等が産業廃棄物である場合には、各工程において産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となる。

- (4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産業廃棄物・一般廃棄物どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要である（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要である）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても、使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には、当然に廃棄物処理法の業の許可が必要である。

自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けていなければならない。

また、廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要である。

なお、使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、委託先は廃棄物処理法の許可業者である必要がある。

4 自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係

- (1) 旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われている。

- (2) 旧フロン回収破壊法の登録を受けた第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者及びフロン類回収業者の地位（標識を掲示する必要あり）に自動的に移行している。

平成 17 年 1 月 1 日以降に引取業者に引き取られた使用済自動車からのフロン類の回収は、自動車リサイクル法により行われている。

また、平成 16 年 12 月 31 日までに引取業者に引き取られた使用済自動車からのフロン類の回収は、従来どおり旧フロン回収破壊法の規定により行われている。

なお、旧フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、平成 17 年 1 月 1 日以降、それぞれ自動車リサイクル法の引取業者及びフロン類回収業者とみなされたことから、旧フロン回収破壊法に基づく登録及び変更等の届出に関する規定は、平成 16 年 12 月 31 日限りで廃止され、自動車リサイクル法により登録（登録の更新を含む。）又は変更等の届出が行われている。

加えて、自動車分解整備事業者のフロン類回収業者の登録に関する特例も廃止されたことから、登録の更新は通常の登録手続きにより申請しなければならない。

(3) 登録業者の行為義務等についても、原則として旧フロン回収破壊法の仕組みが引き継がれているが、フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化された（フロン券制度は廃止）。

また、フロン類管理書も廃止され、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化されている。

平成 16 年 12 月 31 日までに引取業者に引き取られた使用済自動車の引渡しやフロン類の回収については、平成 17 年 1 月 1 日以降においても従来の旧フロン回収破壊法により行われ、回収量等の記録、自動車フロン類管理書の添付及び保存（5 年間）等の規定に従わなければならない。

なお、従来の旧フロン回収破壊法により回収したフロン類と、自動車リサイクル法により回収したフロン類については、回収量等の実績報告の方法が異なることから、回収量等の記録を分けて行う必要がある。

第 2 解体業の許可

1 根拠法令

自動車リサイクル法：第 60 条、第 61 条

自動車リサイクル法施行規則：第 55 条

2 解体業の許可の概要

(1) 解体業者の位置付け

◇使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受ける必要がある。
→ 使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引き渡す役割を担う（自動車製造業者等にエアバッグ類の回収費用を請求することができる）。

ア 許可制

(ア) 解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制である。
使用済自動車（又は解体自動車）の解体を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受ける必要がある。

(イ) 使用済自動車を解体して部品取りを行う業者は、生活環境の保全等の観点から、すべて自動車リサイクル法の解体業の許可を受ける必要がある。

ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、解体業の許可は不要と考えられる。

イ 許可が必要な行為

具体的には、使用済自動車について次の行為を行う場合が該当する。

(ア) 使用済自動車からエアバッグ類を回収する行為

自動車リサイクル法では、解体業者が使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプレテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）の回収が義務付けられている。

(イ) 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を回収する行為

解体業の許可を受けた者は、これらの部品等を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡すことが義務付けられている。

(ウ) 使用済自動車から次の有用な部品を回収する行為

区 分	部 品 の 名 称 な ど
外 装	フロントバンパー、フェンダーパネル、ヘッドランプ、コーナーランプ、コーナーパネル、キャビン、フロントドア、リアドア、サイドミラー、リアバンパー、トランクパネル、リアスポイラー、テールランプ、バックドア、ドアガラスなど
エンジン類	エンジン、キャブレター、タービン、スーパーチャージャー、インジェクションポンプ、シリンダーヘッド、ディストリビューター、エアコンプレッサー、ラジエーター、インタークーラー、フュエルポンプ、ピルクーラー、マフラー、触媒など
ミッション	ミッション、トルクコンバータ、プロペラシャフトなど
走行関係	デフ、デフフォーシング、リアシャフト、ドライブシャフト、ABS、アクチュエーター、PS ギアボックス、PSポンプなど
懸 架	ストラット、リーフスプリング、メンバー、ロアアーム、アッパーアーム、スイングアーム、アクスルアームなど
電 装	セルモータ、ダイナモ、エアフロメータ、コンデンサ、コンプレッサ、エバポレーター、スピードメータ、タコグラフ、エアコンパネル、オートアンテナ、カーコンポ、各種コンピュータなど
内 装	ステアリングホイール、インストゥルメントパネル、シート、エアバッグなど

なお、ギロチンシャー、ニブラ等の重機やプレス機を使用して、解体作業を終えた自動車(以下「解体自動車」という。)の圧縮(プレス)、切断、解体自動車の破砕を行う場合は破砕業(破砕前処理)の許可が別途必要となる。

ウ 許可の期間

許可を受けた日から5年である。許可を更新する場合は、許可満了日前に更新の許可申請を行い、許可を受けなければならない。

エ 解体業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為(収集運搬・処分)について廃棄物処理法の業の許可は不要(事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能)である。

◎ 収集運搬業の許可

- 青森県で解体業の許可を受けていれば、使用済自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を解体業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である。

この場合において、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは、使用済自動車等の運搬を行う場合に限られ、廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途収集運搬業の許可が必要となる。

なお、青森県で解体業を行うほかに、他の自治体の区域で解体業を行う場合は、別途その自治体の解体業の許可が必要となる。

- 使用済自動車等の運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬基準に従わなければならない。

◎ 処分業の許可

使用済自動車等の解体等の過程において、廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要である。

許可が不要となるのは使用済自動車等の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途処分業の許可が必要となる。

なお、使用済自動車、解体自動車、エアバッグ類の処理を行う場合は、廃棄物処理法の処理基準に従わなければならない。

(2) 解体業者の行為義務

ア 使用済自動車の引取り（自動車リサイクル法第15条）

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務がある。

<正当な理由>

- (ア) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- (イ) 使用済自動車に異物が混入している場合（他のごみが詰められている場合を想定）
- (ウ) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせて、適正な保管が困難である場合を想定）
- (エ) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
例えば、
 - ・使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
 - ・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・引取り側の合意（条件交渉）なく、一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
 - ・普通乗用車しか引き取らない解体業者に、大型商用車を引き取るよう要請された場合
- (オ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りなども想定）

イ エアバッグ類の回収（自動車リサイクル法第16条第3項）

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）についての回収責任がある。

ウ 使用済自動車の再資源化（自動車リサイクル法第16条第1項、第2項）

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務がある。

<解体業者の再資源化基準>

- 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で、自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
- 有用な部品や材料等を技術的・経済的に可能な範囲で回収すること 等

エ 使用済自動車又は解体自動車の引渡し（自動車リサイクル法第16条第4項、第5項）

引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務がある。

なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池等を取り外していないなどの正当な理由がある場合には、引取拒否される可能性があることに留意する。

また、解体自動車全部利用者へ引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務がある。

<解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面>

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・解体業者名
- ・解体自動車全部利用者名
- ・解体自動車を引き取った年月日

・解体自動車の車台番号

※ 車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

オ 電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告（自動車リサイクル法第81条第7～9項）

電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務がある。

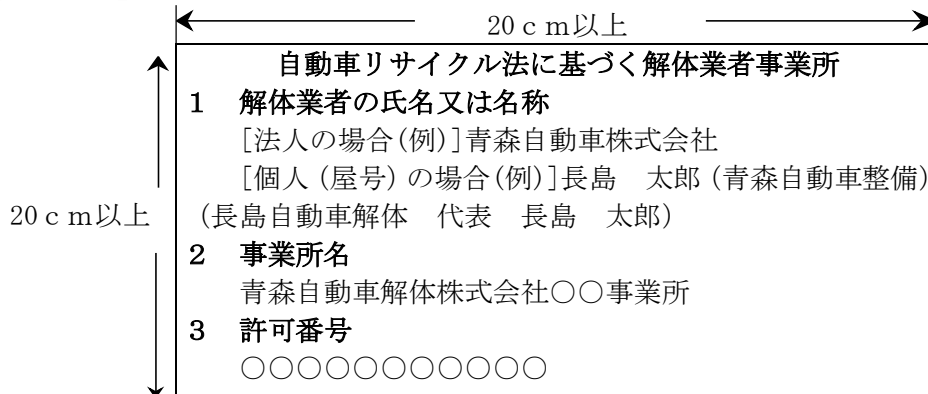
カ 標識の掲示（自動車リサイクル法第65条）

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。

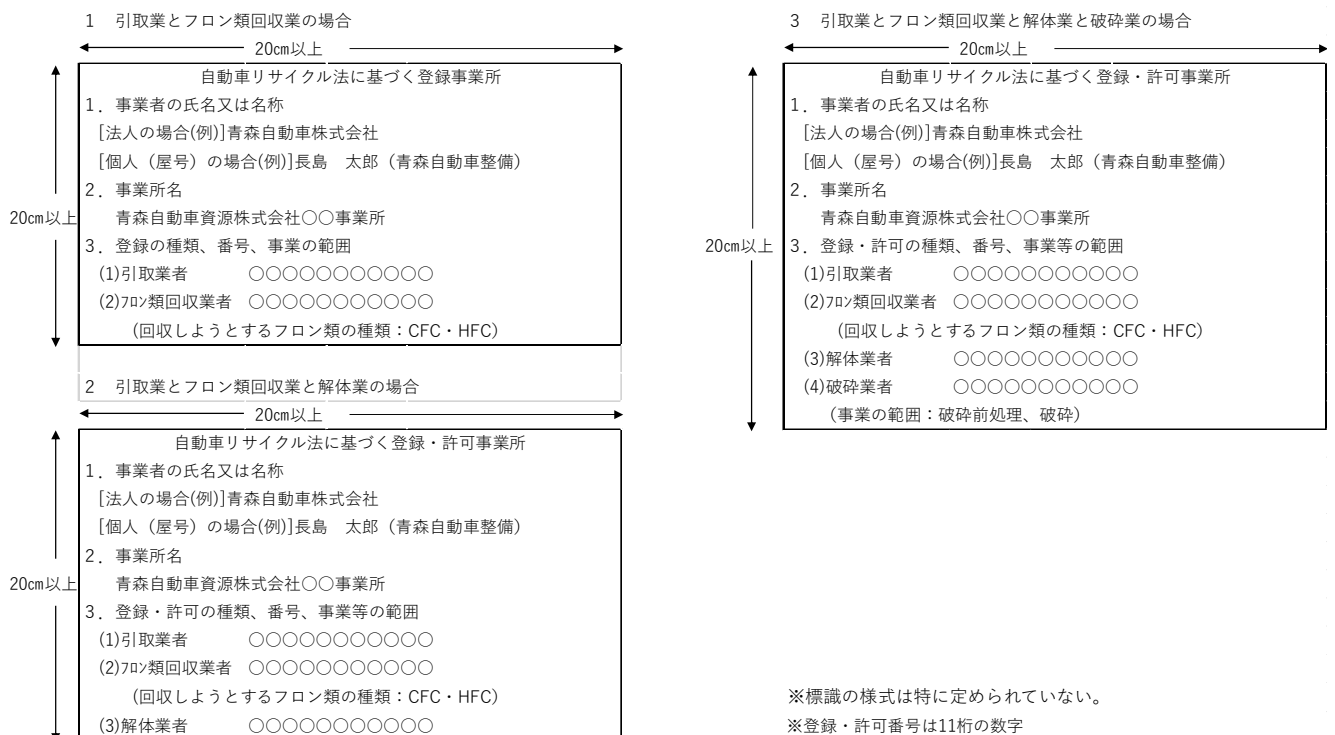
標識は、縦・横各20cm以上の大きさで、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載する必要がある。

※ 実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4判以上の大きさであれば、都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

【標識の例】



複数の登録・許可をもつ事業者の標識の例



3 解体業の許可基準等

<自動車リサイクル法における規定（第62条）>

○ その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**に適合するものであること。

○ 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする政令で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

政令で定める生活環境保全法令

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

刑法関係の罪の名称

第204条（傷害罪）、第206条（傷害又は傷害致死の現場助勢の罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集の罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）

ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む）。

下線部

解体業、破砕業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業者の許可をいう。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 施設に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第57条第1号）

ア 使用済自動車又は解体自動車を保管するための施設

（自動車リサイクル法施行規則第57条第1号イ）

使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

- ・ 使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について規定されている。

【留意事項】

- ・ 小規模な解体業者にみられるように、使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車等を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。
- ・ 囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入防止の観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、又は倒壊しやすいものであってはならず、出入口に施錠等が可能なものとする。
- ・ 事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、区域が明確にされていれば、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はない。

※「囲い」についての具体的基準

① 囲い

- ・ 保管場所の周囲に囲いを設けることが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、使用済自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- ・ 事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合には、使用済自動車等の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれていない場合には、使用済自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ・ 囲いの高さは、人間の身長を考慮した規格品で構わない。
- ・ 囲いは、使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域を明確にするために設置するものであり、その材質としては、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス及びトタンなどが考えられる。
また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない。
- ・ 使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。
なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものは、基準に適合しない。
- ・ 囲いの出入口には、施錠できる門扉を設けることが望ましい。なお、出入口の施錠は、容易に他人が外せないようなものであればよい。

② 範囲が明確

- ・ 無秩序に使用済自動車、解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ・ 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。

※ 使用済自動車又は解体自動車の保管に係る具体的基準

1 原則

すべての使用済自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の保管基準が適用される（一般廃棄物、産業廃棄物とも同じ）。

2 保管の方法

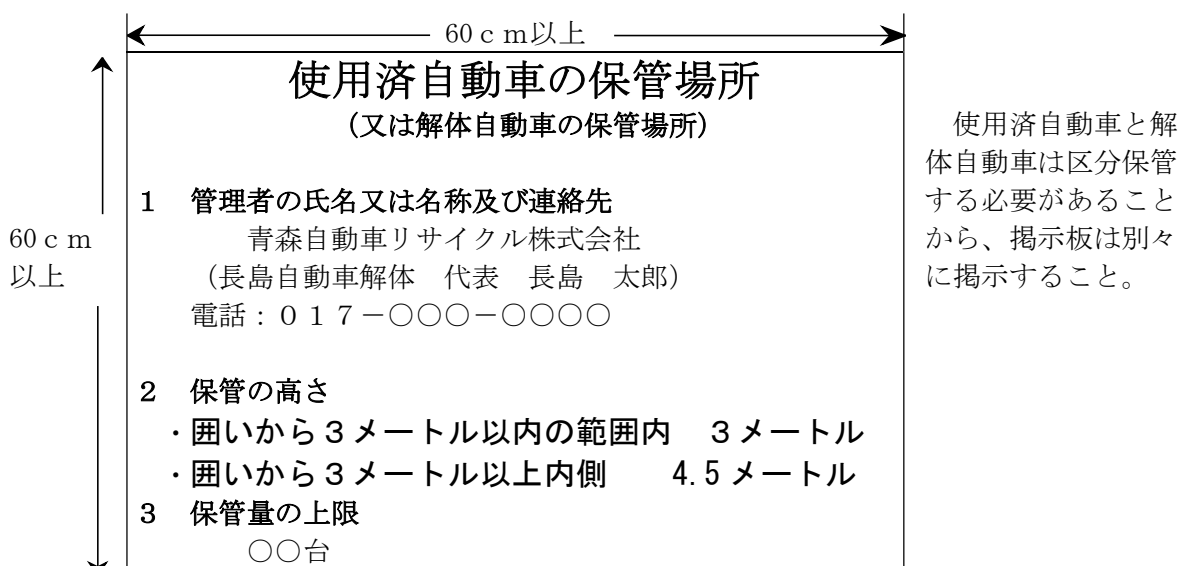
(1) 本格施行の日（平成 17 年 1 月 1 日）以降に引取業者に引き取られたもの

(自動車リサイクル法のリサイクル費用が預託されているもの)

ア 廃棄物処理法の保管基準（使用済自動車及び解体自動車の両方に適用）

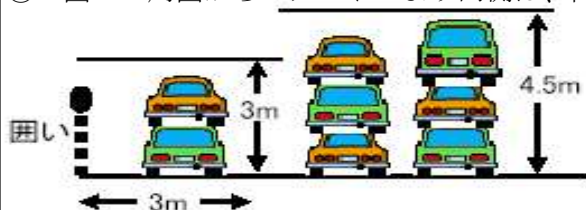
- ① 見やすい箇所に使用済自動車の保管の場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
- ・ 保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

【保管場所に掲げる掲示板の例示】



イ 保管の高さ（使用済自動車及び解体自動車の両方に適用）

- ① 囲いの周囲から3メートルまでは、高さ3メートル（おおむね2段）
- ② 囲いの周囲から3メートルより内側は、高さ4.5メートル（おおむね3段）



※ 構造耐力上安全なラック等を使用して保管する場合は、使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さまで

ウ 保管量の上限（使用済自動車及び解体自動車の両方に適用）

保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。ただし、重心が重なるよう適正に積むこと。



〔重心がほぼ重なるような積み方の例〕



〔乱雑で不適正な積み方の例〕

エ 保管の日数

自動車リサイクル法において、解体業者が引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車を引き取った際に行う引取実施報告から解体自動車を破砕業者に引き渡した際に行う引渡実施報告までの日数が120日となっていることから、120日を経過するまでに破砕業者に引き渡さなければならない。

なお、使用済自動車又は解体自動車を他の解体業者に引き渡す場合は、引取業者又はフロン類回収業者からの使用済自動車の引取りを最初に行った解体業者が引取実施報告を行った日から最後の工程の解体業者が解体自動車を破砕業者に引き渡す際の引渡実施報告の日までの日数が120日となる。

本格施行の日前に引き取られた使用済自動車については、それまで有償で引取りが行われていたものについても、廃棄物とみなされる。

解体業者が本格施行の日（平成17年1月1日）において、現に保管している使用済自動車については、次により取り扱うことになる。

- ① 本格施行の日前に一般廃棄物として引き取られたもの
引き続き一般廃棄物として、一般廃棄物の保管基準が適用される。
- ② 本格施行の日前に産業廃棄物として引き取られたもの
引き続き産業廃棄物として、産業廃棄物の保管基準が適用される。
- ③ 本格施行の日前に有価物として引き取られたもの
解体業者が産業廃棄物である使用済自動車を保管しているものとみなし、産業廃棄物の保管基準が適用される。

これまで、有価物を保管していた場所についても、廃棄物処理法の保管基準が適用されることから、当該保管場所の構造等について、基準に適合させるよう見直しが必要となることに留意する。

(2) 本格施行の日前（平成16年12月31日）までに自動車販売店等に引き取られたもの

ア 廃棄物処理法の保管基準

本格施行の日以降に引取業者に引き取られたものと同じ。（解体自動車）
（保管場所に掲げる掲示板も同様の例により掲示）

イ 保管の高さ

本格施行の日以降に引取業者に引き取られたものと同じ。

ウ 保管量の上限

解体業者が、本格施行の日前に引き取られた産業廃棄物である使用済自動車を保管（積替えを行うための保管に限る。）している場合は、1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じた数量までとする。

また、使用済自動車の処理施設を有する解体業者が、本格施行の日前に引き取られた産業廃棄物である使用済自動車を保管している場合は、処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じた数量までとする。

エ 保管の日数

本格施行の日前に引き取られた使用済自動車の保管については、自動車リサイクル法の電子マニフェストによる移動報告に係る日数の適用は受けないが、保管基準に違反することのないよう計画的に使用済自動車の搬出等を行うことによって、適正な期間で保管する必要がある。

(自動車リサイクル法施行規則第 57 条第 1 号ロ)

解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所が上記要件に掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。

ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・ 老朽化した使用済自動車や事故にあつた使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。

したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜取りが確実に行われることが標準作業書で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造について規定されている。

【留意事項】

- ・ 廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場に搬入することで保管場所に代えることもできる。
その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・ あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜取方法を見直すことが必要となる。
- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

※「床面」についての具体的基準

- ・ 廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装の場合とは、以下のような対応が考えられる。

また、液状物が自然に排水溝に集まるよう適切な傾斜を設ける。

- 鉄筋コンクリート舗装の厚さが 15 c m 以上であり、適切な配筋を有する。
- 保管場所において重機を使用する場合、その荷重に耐えるものであること。

【注】15 c m については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修『構内舗装・排水設計基準』において、一般的な舗装の舗装厚として、コンクリート舗装の場合、コンクリート版厚 15 c m とされているものである。この施工性から使用骨材粒径の 3 倍以上が望ましいこと、コンクリート版の設計公式による検討結果などの理由によるものであるとされている。

- ・ 鉄筋コンクリート舗装の厚さが 15 c m に満たない場合にあつては、保守点検を確実にを行い、ひび割れ等が発見された場合には直ちに補修する、鉄板を敷いて操業する等の対応を標準作業書に記載する。
- ・ 廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面は鉄筋コンクリート舗装ではないが、これと同等以上の効果を有する場合は、以下のような対応が考えられる。

なお、アスファルト舗装単独では、油の浸透が生じるので基準を満たさない。

- 厚さ 15 c m の無筋コンクリート舗装を厚さ 10 m m の鉄板で覆っている。

- 厚さ 15 c mのアスファルト舗装を厚さ 10mmの鉄板で覆っている。
- ・ 重機を使用する場合にあっては、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑らないようにするため滑り止め加工を施す）など、床面が重量によりひび割れないよう措置した上で、作業する必要がある。
- ・ 廃油・廃液が漏出するおそれのある自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装等でない場合の措置としては、以下のような対応が考えられる。
 - ただし、あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き方法を見直すことが必要となる。
- 直ちに解体作業場に移動して解体を行い、保管しない。
- 直ちに燃料抜き場所又は解体作業場に移動し、廃油・廃液を抜き取った上で保管場所において保管する。
- 使用済自動車の廃油が含まれる部位の直下に、あらかじめ十分な容量の缶を配置するとともに、漏出を防ぐためその缶に雨水が入らないようにする。
- 使用済自動車の直下に、十分な量の布を敷き詰め、廃油を含んだ布は直ちに交換する。

イ 使用済自動車等を解体するための施設

(ア) 燃料抜き場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜きを行う場合）

（自動車リサイクル法施行規則第 57 条第 1 号ハ）

解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下の（１）、（２）において同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

（１）廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（２）廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・ 解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜きを行うことが必要である。
- ・ 燃料の抜き作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく、屋外で行う場合もある。
- ・ 燃料の抜きに当たっては、燃料をこぼすことがないように作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても、燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・ ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。
- ・ 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料抜き場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・ 抜き取った燃料は、速やかに自家用車やフォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・ 燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合は、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。

- ・ 消防法における指定数量は、第1石油類（ガソリン等）200リットル以上、第2石油類（軽油等）1,000リットル以上、第4石油類（エンジンオイル等）6,000リットル以上とされている。
また、市町村の条例によって、指定数量の5分の1以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められていることが一般的である。
なお、以上の消防法に係る内容は、燃料採取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。

※ 床面等の具体的基準

- | |
|---|
| <p>① 床面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車又は解体自動車保管するための施設（（1）ア）の運用例による。 <p>② ためます等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ためますとは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物である。 ・ ためますは、こぼれた燃料を十分回収できる容量があり、ひび割れなどがないこと。
また、容器（ドラム缶など）をそばに置くことができ、ポンプ等で燃料を吸い上げるなど、確実に燃料を回収できること。 ・ 「ためますその他これと同等以上の効果を有する装置」としては、油水分離装置が考えられる。油水分離装置で対応する場合は、燃料採取場所の雨水の量を考慮して設計を行い、標準作業書にその旨を記載するものとする。 <p>③ 排水溝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水溝は、こぼれた燃料が滞留せず、ためます又は油水分離装置に流れていくよう傾斜のついた構造であり、ひび割れなどがないこと。
また、事業場内に降った雨のうち、燃料採取場所内のもののみが流入し、その他の排水が混入しない構造であること。
なお、車両等の出入口は、溝縁を補強しておくことが望ましい。 <p>④ 燃料が漏出した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料が漏出した場合の措置について、直ちにウエスで拭き取るなどの対応を標準作業書に記入するものとする。 |
|---|

(イ) 解体作業場

- | |
|--|
| <p>（自動車リサイクル法施行規則第57条第1号ニ）
次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。</p> <p>(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この（1）において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。
ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他措置が講じられる場合は、この限りでない。</p> |
|--|

【趣旨】

- ・ 解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取る必要がある。

その際に、廃油・廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造について規定している。

【留意事項】

○ 床面等

- 床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- 必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないよう、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- (3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
 - 横殴りの雨でも浸入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
 - 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であることまた、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
 - 万一廃油、廃液が床に漏出した場合は、布等で速やかに拭き取ること
 - 解体作業場の清掃に水を用いないこと等が示されている場合が考えられる。

○ 油水分離装置

- 油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。

参考として、油水分離装置の処理能力に関する計算方法の例を次に示す。

<油水分離装置の処理能力に関する計算方法の例>

Q = 最大雨水流出量 (m³/s)

C = 流出係数 (一般の舗装 : 0.70~0.95)

※「構内舗装・排水設計基準 (国土交通省官庁営繕部監修)」より

I = 降雨強度 (mm/h) : 最大2時間降雨の直近5年間の平均

※「アメダス確立降雨量計算プログラム (独立行政法人土木研究所ホームページ

<http://www.pwri.go.jp/jpn/seika/amedas/top.htm>)」より

A = 集水面積 (m²)

$Q = (1/3,600,000) \times C \times I \times A = 1/3,600,000 \times 0.825$ (中間値を採用) $\times 11.2$ (県内各地の数値を採用) $\times 1,500 \text{ m}^2 = 0.00385 \text{ m}^3/\text{s}$

滞留時間2時間に相当する油水分離装置の必要容量 (V) は、以下のとおりである。

$V = Q \text{ (m}^3/\text{s)} \times 3,600 \text{ (s} \rightarrow \text{h)} \times 2 \text{ (h)} = 27.72 \text{ (m}^3\text{)}$

- 油水分離装置に雨水排水が流入する場合は、「構内舗装・排水設計基準 (国土交通省官庁営繕部監修)」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とする必要がある。
- 解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。

強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには、大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。

屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
- 油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法を標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行う必要がある。

○ 「当該設備（屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備）が著しく困難である場合」

- ・ 市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）により許可を受ける必要がある。
- ・ 「当該設備の設置が著しく困難」とは、解体作業場が都市計画法の市街化調整区域内にあり、開発行為の許可を受けることができないなど、土地利用調整関係法令の規制により、解体作業場に屋根、覆い等を設置することができない場合の規定である。
この場合、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、このような事例に限定され、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。
- ・ 解体業の許可申請の際に、屋根、覆い等が設置されていない場合において、明らかに市街化調整区域内にあることによって開発行為の許可を受けることが困難であると認められる場合以外は、原則として解体業の許可は受けられないものである。

※ 解体作業場の構造等に係る具体的基準

① 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の 2 つの条件をともに満足する場合が考えられる。 		
横殴りの雨でも浸入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること		
材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根	鉄板、瓦、スレート葺 等
	覆い	(テント地等であっても 5 年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根又は覆いがあること ・ 屋根及び壁は容易に移動できないものであること。 ・ 壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。 	
周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること		
(例)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造 ・ 解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝（開渠）が設けられ、解体作業場内に雨水等地表水が浸入しない構造 ・ 解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造 ・ 解体作業場の周囲に、通常地表を流れる雨水等地表水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設け、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造 		
② 屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 材質及び形状は上表の例による。 ・ 屋根等を設置するのが原則であるが、市街化調整区域における立地の場合は、関係自治体の都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。 		
③ 床面		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車又は解体自動車を保管するための施設（（1）ア）の運用例による。 		
④ 油水分離装置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根等がある場合で、雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とする。 また、分離を確実にを行うため、一般的には 3 槽以上が望ましい。 ・ 屋根等のない場合の油水分離装置は、『構内舗装・排水設計基準』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、東京消防庁監修の給油取扱所の基準等を参考に、解体作業場内の雨水の流出量を算定した値に応じた容積とする。 		

- また、一般的な構造としては、4槽以上、滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましい。
- ・ 事業場敷地外部から流入する雨水等が油水分離装置へ流入しないようにする工夫としては、以下のような対応が考えられる。

(例)

- 事業場敷地周囲に、雨水吐きのための排水側溝（開渠）を設ける。
 - 事業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水が作業場へ浸入しない構造
 - 事業場敷地周囲に、通常地表を流れる雨水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設ける。
- ・ 市街化調整区域に立地している場合であって、屋根等を設置することができない場合にあつては、地域の実情に応じた係数と上記計算に基づき、十分な容量の油水分離装置を確保するのが原則である。
- また、油水分離装置の容量が十分に確保できない場合にあつては、標準作業書において、作業しない時や降雨時は解体作業場を不透水性のシートで覆うこと、作業終了後は床面を点検し、廃油・廃液類は必ず拭き取っておくことを明記し、廃油・廃液類が漏出することのないよう措置する。

⑤ その他留意事項

- ・ 重機を用いて解体する場合にあつても、屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備が必要である。解体は重機の先端部分で行うものであるが、少なくともその作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装する必要がある。
- また、当該作業場や重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑るのを防ぐため滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにする必要がある。
- ・ 事故を起こした大型車や、公園で子供の遊び場として使用されているバスなど、自走できない大型車であつて、解体作業場への移動が困難なものにあつては、現地にて解体せざるを得ない場合も考えられる。このような場合には、現場において生活環境保全上支障がないような手段（例えば、降雨時には解体を行わない、廃油・廃液が漏出するおそれのある箇所の下には受け皿を置いて漏れないようにする、漏れた場合に備えてウェス類を十分に用意しておき、万が一漏れた場合は直ちに拭き取る、作業後は当該場所を原状回復する等）により解体を行うことを標準作業書に明記する。
 - ・ いわゆる「もぎ取り解体」（客が欲しい部品を自分で解体して取り外す形態）を行う場合は、許可を受けた解体業者の監督、責任のもとに行う必要がある。
- 部品のもぎ取りにより油漏れ、液漏れ等が発生するおそれがある場合には、鉄筋コンクリート床面、油水分離装置、屋根等を備えた解体作業場に移動した上で、かつ、標準作業書の手順に沿って行わせる必要がある。

(ウ) 取り外した部品を保管するための設備

(自動車リサイクル法施行規則第57条第1号ホ)

解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

- ・ 廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- ・ 保管に先立ち、部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより、廃油・廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明ら

かにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

※ 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置等の具体的基準

① 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置

- ・ 使用済自動車の解体作業に当たって、廃油・廃液の漏出を防止するためには、早い段階で廃油・廃液を抜き取る必要があり、分離した部品の保管の段階まで廃油・廃液が抜き取られていなかったり、多量に付着していることは適切な処理とは言い難い。
- ・ まず、分離した部品等は、廃油・廃液を含むもの又は付着しているもの若しくはそのおそれがあるものをその他の部品等と区分し、廃油・廃液が完全に抜き取られているかどうか、表面に廃油・廃液が付着していないかどうかを確認するとともに、廃油・廃液の残留が認められるときは、廃油・廃液の流出対策の整った場所において、廃油・廃液の抜き取り・拭取り作業を行う。
- ・ 次に、開口部がキャップやボルトにより密栓されているかどうか、破損箇所がないかどうかを十分に確認し、開口部や破損箇所から廃油等が漏れ出すことがないように措置を講じる。
- ・ 一方、オイル類を抜き取ることによって品質が劣化するおそれのある部品（エンジン、ミッションなど）にあつては、漏れることのないように確実に密栓するとともに、破損することのないよう注意して保管する。

② 保管設備の構造

- ・ 保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなど不透水性構造となっていない場合などにおいては、次表に掲げる区分に応じた対応が講じられている必要がある。

区分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備考
不透水性の床	[パターンA] ○保管場所が明示されていればよい。	[パターンC] ①使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。 ②密閉型のふた付きボックスで保管する。 ③部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床	[パターンB] ①保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置する。 ②分離部品の下にオイルマット、ウエスなど吸着材を敷く。 ※パターンDの施設でも可	[パターンD] ①使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。（コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要） ②密閉型のふた付きボックスで保管する。	注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。

- ・ バンパー、ランプ類、ドアミラー等はボックス式の保管設備で十分と思われるが、重量があり廃油・廃液に接触した部品で積み重ねることによって破損の可能性があるものは、ラック式になっている保管設備が望ましい。
- ・ 保管用ラックは、保管物の重量に十分耐え得る構造、素材強度を備えている必要がある。
また、ラックの支柱を支える床面は、破損、ひび割れ等が生じないよう支柱にかかる荷重に十分耐える強度が必要である。
- ・ トラックのシャーシを溶接したり、建設工事足場用鋼管を使った自家製ラックも数多く見受けられるが、これらの強度や搬送機器（ホイスト、フォークリフト、リフターなど）の能力を勘案して、ラックの高さや保管量を決める必要がある。
- ・ バッテリー（特に破損して鉛蓄電池等の電極が剥き出しになったもの）は、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造の保管施設で保管する必要がある（屋内、物置等の倉庫、密閉型ポリボックス、シート等での完全包装など）。
また、その設置場所は、重機やその他作業機械の衝突の危険性の低いところを選ぶ必要がある。
- ・ コンテナを積み重ねたり、鋼製ラックの上部に鉄板やスレートなどの覆いを取り付けた保管施設は、構造によっては建築物とみなされる可能性があるため、関係自治体の建築又は開発担当部局との調整が必要である。

③ 取り外した部品が廃棄物に該当する場合

- ・ 取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合は、廃棄物処理法の保管基準が適用となる。
- ・ 屋外でタイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意が必要である。
また、必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨を標準作業書に記載する。

ウ 解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

【趣旨】

- ・ 解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

「引き取った使用済自動車又は解体自動車を保管するための施設」の記載事項と同様

(2) 解体業許可申請者の能力に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第 57 条第 2 号）

(自動車リサイクル法施行規則第 57 条第 2 号イ)

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・ 解体業許可の申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が生活環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである（詳細は、「標準作業書ガイドライン」参照）。

【留意事項】

- ・ 標準作業書には、解体作業が生活環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮の下に行われることが示されている必要があり、上記項目ごとに具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など、解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって、文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・ 実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意する必要がある。
また、作業工程の改善及びこれに伴う標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。

(自動車リサイクル法施行規則第 57 条第 2 号ロ)

事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・ 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・ 事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たないことが明らかな場合には、解体業を継続できないものと認められる。

(3) 解体業者の再資源化基準（自動車リサイクル法施行規則第 9 条）

自動車リサイクル法第 16 条第 1 項、第 2 項

- 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。
- 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

ア 保管の方法について

(自動車リサイクル法施行規則第 9 条第 1 号)

部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・ 使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生じることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項等】

- ・ 具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にラックを用いる等の方法が考えられる。
- ・ 使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量や保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。(13 ページ参照)

イ 解体の方法

(自動車リサイクル法施行規則第 9 条第 2 号)

使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

【趣旨】

- ・ 有用な資源の回収や解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。
- ・ また、これらを解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破碎工程等に

において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッダーダスト（ASR）の量を増加させ、また、これらがシュレッダーダスト（ASR）の中に混入し、シュレッダーダスト（ASR）のリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等の回収を行うこととする。

- ・ なお、回収した部品等を技術的・経済的な理由で再資源化しない場合は、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。
- ・ 「廃油、廃液の分別回収」とは、使用済自動車から廃油・廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること、又は適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油・廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

（自動車リサイクル法施行規則第9条第3号）

技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

（自動車リサイクル法施行規則第9条第4号）

前2号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・ 有用な部品や材料等の再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 解体工程で部品や部材を回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。
- ・ 「技術的かつ経済的に可能な範囲で～を回収」とは、回収された部品等の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限りの回収を推進しようとするものである。
- ・ また、回収した有用な部品等については、再資源化を行うまでの間、可能な限り適正な保管に努めることが有効な再資源化につながるものである。

① 必ず回収しなければならないもの

鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池（バッテリー）、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、必ず回収し、できるだけ再資源化を行わなければならない。これらの物品を回収しないで解体自動車を破砕業者に引き渡す場合、引取りを拒否されることになる。

廃棄物であるものについては、廃棄物処理法の処理基準に従って処理しなければならない。

また、廃油等の有価として取引がなされないものは、一般的に産業廃棄物に該当することから、解体業者がその処理を委託する場合は、産業廃棄物の処理の委託基準に従うとともに、産業廃棄物管理票を交付する必要がある。

これらの物品の処理経過については、自動車リサイクル法の電子マニフェストに反映されないことに留意する。

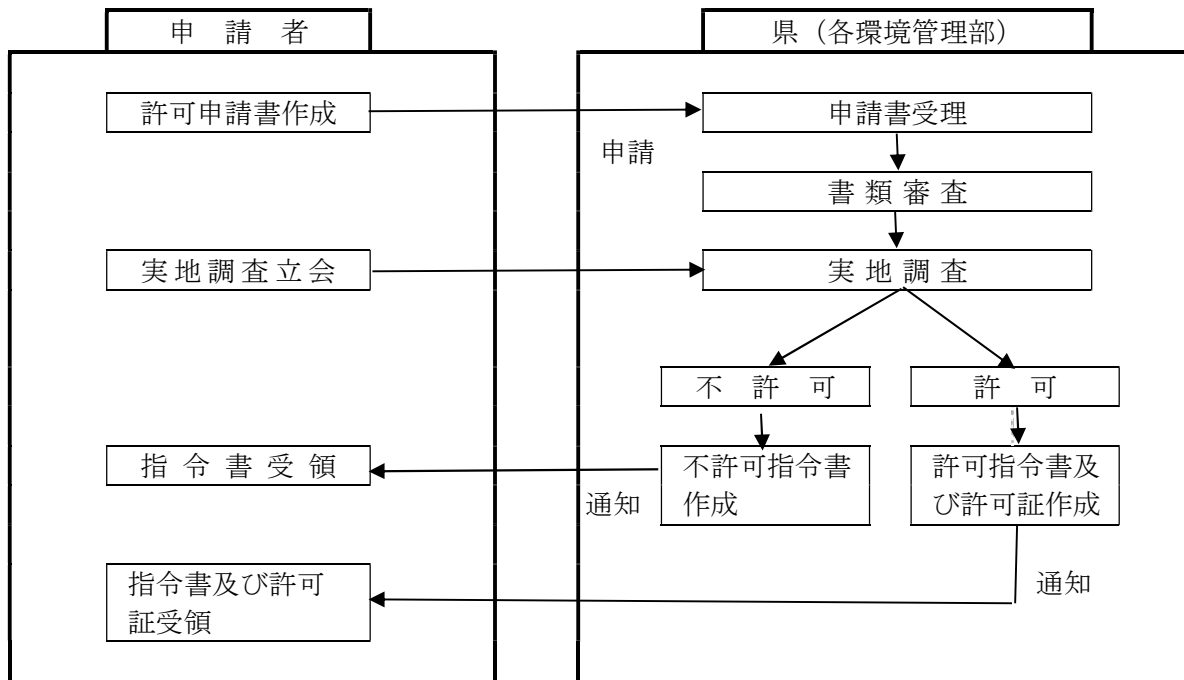
② できるだけ回収しなければならないもの

①以外の物品については、できるだけ回収して再資源化を行うとともに、廃棄物であるものについては、廃棄物処理法の処理基準に従って処理しなければならない。

また、有用な部品が回収され、中古品市場に流通することが使用済自動車から発生する廃棄物の減量化にもつながる。回収した物品が廃棄物である場合には、廃棄物処理法の規定により適正に処理する必要がある。

4 解体業許可の申請手続き

(1) 事務処理フロー



(2) 申請書様式

様式第5

(3) 申請に必要な書類の内容

<申請書記入事項>

- ① 申請者名・住所・代表者名
- ② 事業所名・所在地
- ③ 役員の氏名・役職名・住所
※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ④ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・役職名・住所
- ⑤ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所（法定代理人が法人である場合には、その名称・住所・代表者の氏名とその役員の氏名・住所）
- ⑥ 事業の用に供する施設の概要
- ⑦ 標準作業書の記載事項（標準作業書を別添とする場合は「標準作業書ガイドライン」を参考として作成）
- ⑧ 既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
- ⑨ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で積替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑩ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称・住所・保有する株式の数又は出資の金額

<添付書類>

- ① 申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（解県様式第1）
- ② 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取図

- ③ 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ④ 事業計画書（解県様式第2-1（1-1～1-5）及び第2-2（2-1））
- ⑤ 収支見積書（解県様式第2-1（1-6）及び第2-2（2-2～2-3））
 - ※ 解県様式第2-1「1-6. 年間収支見積書」の記載が困難である場合は、これに代えて申請者の直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）を提出してください。
- ⑥ 申請者が個人の場合には、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書
- ⑦ 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び（当該法人の）登記事項証明書
- ⑧ 役員の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書
- ⑨ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の株式数又は出資額を記載した書類、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書（個人株主等用）又は（当該法人の）登記事項証明書
- ⑩ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書
- ⑪ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書の他、当該法人の役員の住民票の写し、（後見登記等に係る）登記事項証明書）
 - ※ 住民票の写しは本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたもの、また、法人に係る登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」に限ります。
 - ※ 住民票の写し及び各種証明書は、3ヶ月以内に発行されたものに限りません。
 - ※ 当該都道府県等における初めての許可申請で、既に他に解体業、破碎業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、一定の条件を満たせばその許可証の原本を提出することによって添付書類の一部（⑥と⑧～⑪）は不要となります。
 - ※ 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（②と③）は不要です。
 - ※ 申請の際、申請書に使用する印鑑に係る印鑑証明書を持参してください。
 - ※ ⑥、⑧、⑩及び⑪において、成年被後見人等に該当する旨の「登記事項証明書」を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付すること。

(4) 申請書等の記入要領及び注意事項等

ア 許可申請書

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
提出に当たっての注意事項	申請書に記載する内容について疑義がある場合は、事前に確認した上で申請書を提出してください。 また、記入例を参照の上、記入してください。
手数料の納入	手数料は青森県収入証紙で納入してください。 また、証紙は申請書に貼付せずに持参し、申請書及び添付書類のチェック等が終わり、受理される時点で「手数料欄」に貼付してください。
申請年月日	申請年月日は、環境管理事部における申請書の記載事項のチェックが終わり、受理された時点で記入してください。
※許可番号 ※許可年月日	解体業の許可の更新の申請の場合に記入する欄であり、新規の許可の申請の場合は絶対に記入しないでください。 また、事業者によっては、解体業とは別に破砕業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの許可を受けている場合がありますが、これらと混同することなく、更新申請の際は 必ず青森県で受けている解体業の許可番号を記入してください。 なお、許可番号は、許可指令書及び許可証に記載されています。
住所	法人の場合は、（当該法人の）登記事項証明書に記載されている本店（本社）の住所をそのまま記入してください（漢字、算用数字及び「〇〇番〇〇号」等の表記に注意してください）。 また、個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所をそのまま記入してください（漢字、算用数字及び「〇〇番〇〇号」等の表記に注意してください）。 なお、住民票の写し及び登記事項証明書は、発行日より3ヶ月以内のものに限ります。
氏名又は名称	（当該法人の）登記事項証明書又は住民票の写しに記載されているとおりに記入してください。 また、個人の場合は、「青森自動車商店」等の屋号の記入は不要です。 なお、代表権のない「専務取締役」や「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから、申請書に記入する場合は「取締役」と表記してください。
事業所の名称及び所在地	事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、又は別紙を添付することによって、すべての事業所について事業所ごとに記入してください。 また、事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記入してください。 加えて、道路運送車両法に基づく認証や指定を受けた自動車分解整備業者は、その認証又は指定に係る事業所の名称を有しています。 この名称と実際に使用している名称とが異なる場合がありますが、これにとらわれることなく、実際に使用している名称を記入してください。 なお、所在地は、「青森市長島一丁目1番1号」のように記入してください（「1-1-1」などの省略はしないでください）。

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
事業の用に供する施設の概要	<p>次に記入例を示しますので、参考の上記入してください。 欄が不足する場合は、この欄に別紙〇〇のとおりと記入し、別紙を添付してください。</p> <p>なお、この欄については、別途添付する「施設の構造を明らかにする図面等」によって必要な事項が確認できる場合は、「別添図面による。」等と記入することで代えることができます。</p> <p>記入例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 〇〇営業所 使用済自動車保管場所① 000 m² 最大保管量 000 台 解体自動車保管場所② 000 m² 最大保管量 000 台 解体作業場 000 m² 床面コンクリート打設 (150 mm) 屋根有 燃料採取場所 000 m² 床面コンクリート打設 (150 mm) 屋根有 部品保管場所 000 m² 屋根有 ニブラ 1、運搬車輛 3 (キャリアカー 1、平ボディ 2) 油水分離槽 2 箇所</p> <p>2. 〇△営業所 保管場所 000 m² 最大保管量 000 台 (ラック) 高さ 00m 解体作業場 000 m² 床面コンクリート打設 (150 mm) 屋根無 部品保管場所 000 m² 屋根有 ニブラ 1、運搬車輛 2 (平ボディ 2) 油水分離槽 1 箇所</p> <p>3. △△営業所 解体作業場 000 m² 床面コンクリート打設 (150 mm) 屋根有 (保管場所兼用、最大保管量 00 台) 部品保管場所 000 m² 屋根有 許可番号 (申請中の場合にあつては、申請年月日)</p> </div>

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等																
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	<p>自動車リサイクル法の解体業又は破砕業について、青森県以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記入してください。</p> <p>申請中の場合は申請書が受理された年月日を記入してください。</p> <p>また、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可を有している場合も同様に記入してください。</p> <p>なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業については記入する必要はありません。</p> <p>記入例</p> <table border="1" data-bbox="451 607 1428 725"> <tr> <td>都道府県・市名</td> <td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td> </tr> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>△△市</td> <td>平成△△年△△月△△日申請</td> </tr> </table>	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	△△市	平成△△年△△月△△日申請										
都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）																
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																
△△市	平成△△年△△月△△日申請																
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	<p>東北6県では、仙台市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市及びいわき市が保健所を設置しています。</p> <p>なお、青森県の解体業の許可を受けた後に、他の都道府県又は保健所設置市の解体業、破砕業の許可（届出によるみなし許可を含む。）又は産業廃棄物処理業の許可を受けた場合は、その日から30日以内に解体業の変更届を提出しなければなりません。</p>																
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管場の上限	<p>保管場所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することにより、すべての保管場所について事業所ごとに記入してください。</p> <p>なお、自動車リサイクル法では、使用済自動車と解体自動車は区分して保管することになっているので、同じ場所に保管する場合であっても、白線を引くなどの方法により明確に区分して保管する必要があります。</p> <p>記入例</p> <table border="1" data-bbox="451 1330 1428 1637"> <tr> <td colspan="2">1 使用済自動車の保管場所</td> </tr> <tr> <td>(1) 所在地：</td> <td>〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>(2) 面積：</td> <td>〇〇㎡</td> </tr> <tr> <td>(3) 保管量の上限：</td> <td>〇〇台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 解体自動車の保管場所</td> </tr> <tr> <td>(1) 所在地：</td> <td>〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>(2) 面積：</td> <td>〇〇㎡</td> </tr> <tr> <td>(3) 保管量の上限：</td> <td>〇〇台</td> </tr> </table>	1 使用済自動車の保管場所		(1) 所在地：	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	(2) 面積：	〇〇㎡	(3) 保管量の上限：	〇〇台	2 解体自動車の保管場所		(1) 所在地：	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	(2) 面積：	〇〇㎡	(3) 保管量の上限：	〇〇台
1 使用済自動車の保管場所																	
(1) 所在地：	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号																
(2) 面積：	〇〇㎡																
(3) 保管量の上限：	〇〇台																
2 解体自動車の保管場所																	
(1) 所在地：	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号																
(2) 面積：	〇〇㎡																
(3) 保管量の上限：	〇〇台																
役員の名、役職名及び住所	<p>役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。</p> <p>これらの者については、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書又は（当該法人の）登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p>																

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
<p>令第5条に規定する使用人の氏名、役職名及び住所</p>	<p>令第5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げる者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合などが該当します。</p> <p>① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者</p> <p>② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者</p> <p>これらの者については、住民票の写し及び(後見登記等に係る)登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p>
<p>法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員 の氏名及び住所)</p>	<p>申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記入してください。</p> <p>住民票の写し及び(後見登記等に係る)登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p> <p>(法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他、当該法人の役員 の住民票の写し、(後見登記等に係る)登記事項証明書に記載のとおりであること。)</p>
<p>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額</p>	<p>発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額を記入してください。</p> <p>住民票の写し及び(後見登記等に係る)登記事項証明書又は(当該法人の)登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p>
<p>標準作業書の記載事項</p>	<p>解体業の許可の要件とされている標準作業書に記載している事項を記入してください。</p> <p>なお、標準作業書を添付する場合は、「別添標準作業書による。」と記入してください。</p>

イ 添付書類

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
<p>解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p>	<p>① 使用済自動車又は解体自動車の運搬に使用するための自動車等に係る施設運搬に使用する自動車、機械等に係る写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付してください。 自動車、施設の保管場所がある場合は、その平面図及び保管場所全体が分かる写真を添付してください。</p> <p>② 使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管に係る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積替え又は保管に使用する自動車、機械等がある場合は、写真（前、横、後方から撮影したもの）、当該自動車等の保管場所の平面図及び保管場所全体が分かる写真を添付してください。 ・ 使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場所について、建屋の場合と建屋でない場合の別に次の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建屋の場合 平面図、立面図、床面の構造図（断面図）、建屋の断面図（必要と判断される場合のみ）及び積替え又は保管を行う保管の場所の全体が分かる写真 ○ 建屋でない場合 平面図、床面の構造図（必要と判断される場合のみ）及び積替え又は保管を行う場所の全体が分かる写真 ・ 廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合において、廃油及び廃液の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、事業所からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付してください。 また、油水分離装置及び排水溝を他の部分と共有している場合には、その旨を記入してください。 油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かるような計算書等を添付してください。 ・ 当該施設の使用済自動車又は解体自動車の保管量の上限を計算した書類を添付してください。 <p>③ 燃料を抜き取るための施設（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の平面図、立面図、床面の構造図、断面図（必要と判断される場合のみ）及び施設全体が分かる写真を添付してください。 なお、燃料をドレンコック等の装置を使用して回収する場合は、その写真を添付してください。 ・ 廃油の地下浸透を防止するために、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、ため枘及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記入するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付してください。 また、ため枘又はこれに準じて設置している油水分離装置がある場合は、その容量又は処理能力が適正であることが分かる計算書等を添付してください。

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
<p>(前頁からの続き) 解体業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p>	<p>④ 解体作業場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その構造を明らかにする平面図、立面図、床面の構造図、断面図(必要と判断される場合のみ)及び解体作業場全体が分かる写真を添付してください。 ・ 燃料以外の廃油及び廃液を、装置を使用して回収する場合は、その写真を添付してください。 ・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するために、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記入するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付してください。 また、油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かる計算書等を添付してください。 なお、解体作業場の構造上、廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記入から明らかで、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていない場合は、解体作業場の構造上、廃油が事業所から流出するおそれが少ないことを構造図、断面図及び設計計算書等に明記してください。 <p>⑤ 取り外した部品を保管するための設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その構造を明らかにする平面図、立面図、床面の構造図、断面図(必要と判断される場合のみ)及び解体作業場全体が分かる写真を添付してください。 ・ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他取り外した部品に雨水等がかからないようにするための設備の写真を添付してください。 ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置を講じる場合にあっては、その旨、別途添付する標準作業書に明記してください。 <p>⑥ その他 当該施設付近の見取図の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店(本社)付近の見取図を添付してください。 ・ 本店以外に事務所及び事業場がある場合は、その付近の見取図を添付してください。 ・ 事業場全体が分かる場内配置図等を添付してください(標準作業書に記載している場合は不要です)。
<p>申請者が解体業の用に供する施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類</p>	<p>① 使用済自動車又は解体自動車の運搬を自動車によって行う場合は、自動車検査証の写しを添付してください。 ただし、借用する場合は、賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>② 重機等による場合は、売買契約書又は自主検査記録表等を添付してください。 ただし、借用する場合は、賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>③ 駐車場(移動式の機械施設がある場合は駐機場)、積替え又は保管施設、解体作業場、部品保管庫等の設置場所の(不動産登記に係る)登記事項証明書その他、借用の場合は賃貸契約書の写し等を添付してください。</p>
<p>事業計画書</p>	<p>解県様式第2-1・2-2について、記入要領により記入してください。</p>
<p>収支見積書</p>	<p>解県様式第2-1・2-2について、記入要領により記入してください。</p>

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び（当該法人の）登記事項証明書	申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為を添付してください。 また、法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を提出してください（以下同じ）。
役員の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	住民票の写しは、本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを提出してください。（以下同じ） なお、市区町村長が交付しているものが「住民票の写し」であることから、住民票担当の窓口で交付を受けたものをそのまま提出してください。 （後見登記等に係る）登記事項証明書の発行手続きは、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局：戸籍課）の窓口で行っています。なお、郵送での請求は東京法務局後見登録課のみ行っています。 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください
申請者が個人の場合には、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	住民票の写しは、本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを提出してください。（以下同じ） なお、市区町村長が交付しているものが「住民票の写し」であることから、住民票担当の窓口で交付を受けたものをそのまま提出してください。 （後見登記等に係る）登記事項証明書の発行手続きは、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局：戸籍課）の窓口で行っています。なお、郵送での請求は東京法務局後見登録課のみ行っています。 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。
発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書又は（当該法人の）登記事項証明書	申請者が法人である場合において、 ① 株式会社の場合は発行済株式総数の5%以上の株式を有する者 ② 有限会社等にあつては出資額の5%以上を出資している者 のすべての者について、その者が個人である場合には、住民票の写しと（後見登記等に係る）登記事項証明書を提出してください。 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。 また、①又は②のいずれかに該当するものが法人である場合は、該当するすべての法人について（当該法人の）登記事項証明書を提出してください。
本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	令第5条に規定する使用人に該当するすべての者について、住民票の写しと（後見登記等に係る）登記事項証明書を提出してください。 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書 （法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他、当該法人の役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）	申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合に、その法定代理人であるすべての者について、住民票の写しと（後見登記等に係る）登記事項証明書を提出してください。 （法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書の他、当該法人の役員の住民票の写し、後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。） 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。
申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面	様式に定められた書面に記名し、提出してください。 なお、書面への記名は、申請書と同一の内容としてください。

(5) 申請書の提出先等

ア 申請書の提出先

青森県内（青森市、八戸市を除く。）の主たる事業所の所在地を管轄する環境管理部に提出してください。

なお、主たる事業所の所在地が青森市の場合は青森市環境部廃棄物対策課に、八戸市の場合は八戸市環境部環境保全課廃棄物対策グループに、それぞれお問い合わせください。

環境管理部		管轄区域
東青地域県民局 環境管理部	〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2階 TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、 上北郡（野辺地町、横浜町、 六ヶ所村）
中南地域県民局 環境管理部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、 西津軽郡、中津軽郡、南津軽 郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111（代） FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、おいらせ町、 六戸町、東北町）、 三戸郡
下北地域県民局 環境管理部	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、 下北郡

※ 事業所の所在地が青森市の場合は、青森市役所（廃棄物対策課）にお問い合わせください。

事業所の所在地が八戸市の場合は、八戸市役所（環境保全課）にお問い合わせください。

※ 更新申請の場合は、現行の許可期間満了年月日の3ヶ月前から申請することができます。

イ 申請書の提出部数

提出部数は正本1部となります。

なお、申請書はA4判ファイル綴りとし、申請者控え（1部）を作成してください。

ウ 許可申請手数料

許可申請の際は、手数料としてその区分ごとに下記の額の青森県収入証紙を「手数料欄」に貼付してください。

区 分	手数料の額
解体業の新規許可	78,000 円
解体業の許可の更新	70,000 円

エ 先行許可証

青森県における初めての解体業許可申請で、既に解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、当該許可証の原本の提出をもって「4（3）＜添付書類＞」⑥と⑧～⑩の提出は不要となります。

なお、許可証は、内容確認後に返却します。

第3 変更届・廃止届

1 変更届出書の提出

申請書記載事項が変更となる場合には、その日から30日以内に所定の様式に係る書類を添えて、変更届出書（様式第7）を提出することとされています。

【変更届が必要な事項】

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 他に解体業若しくは破砕業又は産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号
- ⑧ 解体業を行っている事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行うおとす場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限
- ⑨ 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5パーセント以上の株式を有する株主又は出資の額の5パーセント以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
- ⑩ 解体業許可申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

＜政令で定める使用人＞

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 変更届出書の添付書類

変更届出書には、申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（解県様式第 1）及び変更事項の区分ごとに次の書類を添付してください。

変更事項	添付書類		チェック欄
氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	個人	住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	
	法人	定款又は寄附行為及び（当該法人の）登記事項証明書	
事業所の名称及び所在地	当該変更に係る事業所に関する解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書のうち必要なもの並びに当該施設の付近の見取図・解体業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面		
役員の名及び住所	当該役員の名及び住所の住民票の写し、（後見登記等に係る）登記事項証明書及び（当該法人の）登記事項証明書		
政令で定める使用人の氏名及び住所	当該使用人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書		
未成年者の法定代理人の氏名及び住所 （法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の名及び住所）	当該法定代理人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書 （法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書の他、当該法人の役員の名及び住所の住民票の写し、（後見登記等に係る）登記事項証明書）		
解体業に供する施設	解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書のうち必要なもの並びに当該施設の付近の見取図・解体業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面		
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 当該変更に係る者が保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 当該変更に係る者の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書又は（当該法人の）登記事項証明書 		

※ 住民票の写しは本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）が記載されたもの、また、法人に係る登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」に限ります。

※ 住民票の写し及び各種証明書は、3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

※ 個人の氏名、（代表者を含む）役員の名、政令で定める使用人の氏名及び未成年者の法定代理人の氏名が変更となる場合において、成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付すること。

3 廃止届

次のいずれかの理由により解体業を廃止した場合には、その日から 30 日以内に廃止届出書（解県様式第 16）を提出してください。

また、廃止届出書には、許可指令書及び許可証を添付してください。

廃止の区分	廃止の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
許可に係る解体業を廃止した場合	解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員

4 届出書の提出先及び提出部数

第 2 の 4（5）ア及びイに同じ